

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和31年2月23日に、資格喪失日に係る記録を同年6月8日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月23日から同年6月8日まで

私は、高等学校の卒業式前に一人だけA社に昭和31年2月23日に入社した。その後、同社C部が独立し、D社が設立され移籍した。A社に勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社には、申立人について、入社日が昭和31年2月23日と記載された従業員原簿、並びに「31/2-23 入社」及び「31-6.8 C部に転入」とメモ書きされた履歴書が保管されているほか、同社から、申立人は正社員として入社したので入社日から厚生年金保険に加入させていた旨の回答が得られた。

また、申立人の前後の年に学卒採用された同僚から、自身の入社日は厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している旨の証言が得られるところ、社会保険事務所の記録によれば、いずれも入社日と資格取得日が一致していることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する被保険者名簿の同僚の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は正社員の入社日を資格取得日として届出を行い、納付も行ったと主張しているが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が

失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の昭和31年2月から同年5月までの期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から31年5月12日まで

昭和30年3月に中学校卒業と同時に、B市のA社に就職した。最初から紡織の仕事で退職するまで同じであった。一緒に就職した人たちは同年3月入社になっているのに、私だけ31年5月12日ということは納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同一中学校を卒業した同僚3名のうち、当時の事情を聴取できた2名から、申立人と同時期に入社し、申立人と同職務に従事していた旨の証言が得られたことから、申立人が申立期間においてA社で継続勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚はいずれも申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が継続しており、当該同僚の資格取得日は当該同僚が記憶する入社日と一致していることが確認できることから、申立人は遅くとも昭和30年3月12日より当該事業所において継続して勤務していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚の標準報酬月額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

昭和51年1月ごろ、A市職員に勤められて国民年金に加入し、金額は定かではないが、最初にさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を現金で一括納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月ごろ、A市職員に勤められて国民年金に加入し、金額は定かではないが、最初にさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を現金で一括納付したと主張しており、社会保険庁の記録からも、50年12月に国民年金加入手続及び特例納付が行われている旨確認できる。しかしながら、申立人は4年生まれのため、国民年金の受給資格期間は23年(276か月)であり、また、その夫は大正13年生まれのため、国民年金の受給資格期間は18年(216か月)であり、これは、社会保険庁の管理する申立人及びその夫の国民年金保険料納付済期間と一致することから、申立人夫婦は国民年金加入時に、国民年金の受給資格を得るのに必要な時期までさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から61年3月まで
会社を退職した昭和59年7月ごろ、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。銀行に確認したところ、同年から61年までの国民年金保険料の振替が確認できたため、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職した昭和59年7月時点で、旧法における厚生年金保険の老齢年金受給資格を満たしていることから、国民年金は任意加入者となる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年8月ごろに払い出されている上、同年4月から同年5月までの国民年金保険料が同年6月3日に納付されていること、及び申立人の所持する年金手帳の資格取得日が同年4月1日であることから、申立人は基礎年金制度の導入により強制被保険者となったため、同年6月に初めて国民年金の加入手続を行い、同年4月までさかのぼって加入し国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は任意加入対象期間のため、制度上、上述の加入手続時期から遡^{そきゅう}及して国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、銀行に確認したところ、昭和59年から61年までの国民年金保険料の振替が確認できたため、保険料を納付していたと述べているが、A市の国民年金印紙検認状況表で確認したところ、62年6月分以降は夫婦二人分の国民年金保険料の振替が確認できる上、申立人の厚生年金保険加入期間である58年12月分から申立期間を含む61年9月分までの銀行の取引履歴は、2か月分ごとに振り替えられた一人分の保険料額の記載であることから、申立人が提示した銀行の取引状況表に記載されている国民年金保険料は、45年11月から国民年金に任意加入している申立人の妻のものと推認さ

れる。

その上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年2月まで

昭和51年1月ごろ、A市職員に勤められて国民年金に加入し、金額は定かではないが、最初にさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を現金で一括納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和51年1月ごろ、A市職員に勤められて国民年金に加入し、金額は定かではないが、最初にさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を現金で一括納付したと主張しており、社会保険庁の記録からも、50年12月に国民年金加入手続及び特例納付が行われている旨確認できる。しかしながら、申立人は大正13年生まれのため、国民年金の受給資格期間は18年(216か月)、また、その妻は昭和4年生まれのため、国民年金の受給資格期間は23年(276か月)であり、これは、社会保険庁の管理する申立人及びその妻の国民年金保険料納付済期間と一致することから、申立人夫婦は国民年金加入時に、国民年金の受給資格を得るのに必要な時期までさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の妻は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで

時期は定かではないが、夫が私の国民年金の加入手続をして、義母が町内の集金で家族の国民年金保険料をまとめて納付した。夫、義母及び義妹は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行った申立人の夫の記憶は曖昧であり、家族の国民年金保険料を納付したとする申立人の義母は既に亡くなっていることから証言が得られないため、当時の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 28 日から 35 年 12 月 20 日まで
私は高校を卒業してすぐにA社B営業所に就職し、昭和 33 年 3 月 28 日から 35 年 12 月 20 日まで事務員として勤務した。結婚のため 2 年 9 か月ほどで退職した。60 歳になれば年金がもらえると楽しみにしていたが、既に支払済みとの社会保険事務所の回答に失望した。当然、将来年金として受給できるものと思い、年金を掛け続けてきた。脱退手当金支給済記録を取り消し、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年前後に資格喪失した者71名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、64名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち57名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に脱退手当金が支給された同僚が1名存在するほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年2月11日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 25 日から 30 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 29 年 3 月 25 日から A 市 B 区の C 社に勤務したが申立期間の厚生年金記録が無い。就職時に会社敷地内にあった寮に住所も移しているの間違いなく勤務している。申立期間の記録が無いことに納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは、同期入社と同僚の証言及び戸籍附票により会社敷地内にあった寮所在地に昭和 29 年 3 月 25 日に住所を移していることから推認できるものの、当該事業所は 34 年 9 月の災害により当時の資料はすべて消失して不明である旨を回答しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所で保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 29 年 3 月に中学校卒業と同時に入社した申立人を含む同僚 9 名全員の厚生年金保険資格取得日が 30 年 4 月 1 日となっているほか、当該同僚から厚生年金保険料控除に係る具体的な証言は得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年5月31日まで

A社の自家用自動車の運転士の第1号として勤務した。昭和25年5月から28年5月まで3年ほど勤務したが、社会保険庁の記録は、25年5月13日から26年4月1日までの11か月となっている。勤務したすべての期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、社会保険事務所で保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に資格を取得している複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していない。

また、当該事業所には申立人に係る資料は残っておらず、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年11月15日まで
昭和21年3月、学校卒業と同時にA事業所に就職し、計算事務に従事した。勤務先の名称が22年11月1日にB事業所に、23年9月1日にC事業所に変更され、同年11月15日まで勤めた。事業所の名称は変更されても仕事の内容は退職するまで同じであったが、B事業所とC事業所に勤務した22年11月1日から23年11月15日までの厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にA事業所、B事業所及びC事業所に勤務した同僚は「B事業所はA事業所の内部組織であり、A事業所は一時期健康保険から脱退していたので、その間は厚生年金保険に加入していないと承知している」と証言しているところ、A事業所は昭和22年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C事業所が23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでのB事業所に勤務していた期間については、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、C事業所から提出された在籍証明書及び職員履歴票によれば、申立人が昭和23年9月1日から同年11月15日まで勤務していたことは確認できるものの、当該履歴票には、当該期間に係る給与事項の級号の欄に記載は無く、「金額2,400円」と記載されているところ、再採用された24年1月発令の給与事項の級号の欄には、「5級3号、金額4,727円」の記載があり、金額を比較すると2分の1相当の額と極めて少ないことから、当該期間については厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立てに係る事実を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 264

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 37 年 8 月 20 日まで
昭和 33 年 3 月 21 日から 37 年 8 月 20 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していた A 社は、昭和 33 年 7 月 16 日に厚生年金保険から任意脱退しており、同日以降に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、整理番号は連番になっており、欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当時の事業主の消息は不明であるほか、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 30 日まで

当時、私は、妻が結核を患っていたため、健康保険のある会社のみで働いた。当時の資料は全部無くしており、知人、友人もほとんどの人が亡くなっているため、当時のことを分かる人はいないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が結核を患っていたため健康保険のある会社のみで働いた旨を申し立てているが、「妻が結核を発病したのは、昭和 24 年に結婚した 10 年ほど後であり、結婚から 3 年間は自宅にて夫婦で紙漉かみすきをしていた」とも述べており、申立内容には曖昧あいまいな点が散見される。

また、申立人は「A社B工場には1回のみ、3年ほど勤務して、同僚の3人兄弟と一緒に通勤していた」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人と3人兄弟に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録が一致する期間は、昭和 28 年 8 月 21 日から 29 年 6 月 23 日までの期間となっているほか、申立期間の当該事業所の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当該事業所における申立人の同僚調査を行ったところ、1名から証言を得られたものの、当該同僚の当時の記憶は曖昧あいまいであるため、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 39 年 2 月 21 日まで
② 昭和 39 年 5 月 6 日から 40 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 4 月 11 日まで
④ 昭和 44 年 4 月 11 日から 45 年 4 月 26 日まで

年金を受給する以前に社会保険事務所で記録を調査した際、一時金として支払済みであるとの回答があった。

脱退手当金が支給されている昭和 45 年 7 月 1 日は、結婚のため A 県の実家に戻っていた。その後も、社会保険事務所に再度出向いて説明を受けたが、支払済みとのことだった。自分自身受け取っていないので脱退手当金支払済みの記録を取り消し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の最終事業所である申立期間④に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したとする旨の記録がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 7 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から31年9月20日まで

私は終戦後から父親の経営するA店（その後、B店）を手伝い始め、昭和31年9月からC社に勤務するまで材木店の仕事に従事していた。同年10月に結婚し、その直前まで材木店で働いていたが、25年8月1日から31年9月20日までの厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA店に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間及び厚生年金保険料の控除について有効な証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保存する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は、昭和25年8月1日と記載され、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「兄弟3人は、当該事業所が厚生年金保険の適用となる昭和23年1月以前から一緒に勤務していた」と供述しているところ、長男、次男及び三男（申立人）の年金加入記録はそれぞれ相違していることから、兄弟の厚生年金保険について、適正な加入手続が行われていなかったことがうかがえるほか、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主及び役員も死亡等により証言を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。